

○ 労働省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百八号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（監督組織） 第九十七条 この法律を施行するために、労働に関する主務省に労働基準局及び安全衛生局を、各都道府県に都道府県労働基準局を、各都道府県管内に労働基準監督署を置く。</p> <p>②④（略）</p> <p>第九十九条 労働基準局、安全衛生局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くの外、命令で定める必要な職員を置くことができる。</p> <p>② 労働基準局長、安全衛生局長、地方労働局長、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、労働基準監督官を以てこれに充てる。</p> <p>③・④（略）</p> <p>第一百条 労働基準局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に関する法令（安全及び衛生に関するものを除く。）の制定改廃、労働基準監督官の任免教養及び権限の行使、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成並びに労働基準審議会及び労働基準監督官分限審議会に関する事項その他この法律（安全及び衛生に関する部分を除く。）の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。</p> <p>② 安全衛生局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、安全及び衛生に関する法令の制定改廃に関する事項その他この法律（労働</p>	<p>（監督組織） 第九十七条 この法律を施行するために、労働に関する主務省に労働基準局を、各都道府県に都道府県労働基準局を、各都道府県管内に労働基準監督署を置く。</p> <p>②④（略）</p> <p>第九十九条 労働基準局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くの外、命令で定める必要な職員を置くことができる。</p> <p>② 労働基準局長、地方労働局長、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、労働基準監督官を以てこれに充てる。</p> <p>③・④（略）</p> <p>第一百条 労働基準局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に関する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準審議会及び労働基準監督官分限審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。</p> <p>（新設）</p>

基準局長の所掌に属しない事項に係る部分に限る。)の施行に関する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

③ 地方労働局長は、労働基準局長又は安全衛生局長の指揮監督を受けて、管内の都道府県労働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

④ 都道府県労働基準局長は、労働基準局長、安全衛生局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整及び労働基準審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

⑤ (略)

⑥ 労働基準局長、安全衛生局長、地方労働局長及び都道府県労働基準局長は、下級官庁の権限を自ら行い、又は所属の労働基準監督官をして行わせることができる。

第百条の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準局長及び安全衛生局長並びにその下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準局長又は安全衛生局長が、その下級の官庁に対して行う指揮監督について援助を与える。

② 婦人少年局長は、自ら又はその指定する所属官吏をして、女子及び年少者に関し労働基準局若しくは安全衛生局若しくはその下級の官庁又はその所属官吏の行つた監督その他に関する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。

③ (略)

② 地方労働局長は、労働基準局長の指揮監督を受けて、管内の都道府県労働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

③ 都道府県労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整及び労働基準審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

④ (略)

⑤ 労働基準局長、地方労働局長及び都道府県労働基準局長は、下級官庁の権限を自ら行い、又は所属の労働基準監督官をして行わせることができる。

第百条の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準局長及びその下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準局長が、その下級の官庁に対して行う指揮監督について援助を与える。

② 婦人少年局長は、自ら又はその指定する所属官吏をして、女子及び年少者に関し労働基準局若しくはその下級の官庁又はその所属官吏の行つた監督その他に関する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。

③ (略)